２０２５年６月２５日

お客様各位

京都信用金庫

払戻請求書による当座預金の支払い開始に伴う「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素より京都信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫は、当座預金の払戻請求書による支払い開始に伴い、２０２５年８月１日付で当座勘定規定を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用いたします。

記

１．規定の改定日

２０２５年８月１日（金）

２．改定または廃止する規定

（１）当座勘定規定

（２）当座勘定規定（個人当座用）

（３）当座勘定規定（専用約束手形口用）

３．改定内容（改定部分を下線表示）

（１）当座勘定規定

改定前	改定後
第７条（手形、小切手の支払） １．省略 ２．省略 ３．当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 ４．新設	第７条（手形、小切手等の支払） １．現行通り ２．現行通り ３．当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 ４．前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座預金入金帳または当座キャッシュカードとともにお取引店に提出してください。また払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を

	求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。
第１２条（手数料等の引落し） １．当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ２．省略	第１２条（手数料等の引落し） １．当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ２．現行通り
第１５条（届出事項の変更） １．手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。 ２．省略 ３．省略	第１５条（届出事項の変更） １．手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章、当座預金入金帳を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。 ２．現行通り ３．現行通り
第１６条（印鑑照合等） １．手形、小切手、または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ２．省略 ３．省略	第１６条（印鑑照合等） １．手形、小切手、払戻請求書、または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ２．現行通り ３．現行通り

（２）当座勘定規定（個人当座用）

改定前	改定後
第７条（小切手、手形の支払） １．省略 ２．省略 ３．省略 ４．当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。 ５．新設	第７条（小切手、手形等の支払） １．現行通り ２．現行通り ３．現行通り ４．当座勘定の払戻しの場合には、本人もしくは代理人が自己の名義で振出した小切手または本人もしくは代理人が自己の名義で記載した当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 ５．前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、署名のうえ、当座預金入金帳または当座キャッシュカードとともにお取引店に提出してください。また払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。
第１２条（手数料等の引落し） １．当金庫が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ２．省略	第１２条（手数料等の引落し） １．当金庫が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 ２．現行通り
第１５条（届出事項の変更） １．小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。	第１５条（届出事項の変更） １．小切手、手形、小切手用紙、約束手形用紙、当座預金入金帳を失った場合、または氏名、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。

２．省略 ３．省略	２．現行通り ３．現行通り
第１６条（署名鑑照合等） １．小切手、手形または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ２．省略 ３．省略	第１６条（署名鑑照合等） １．小切手、手形、払戻請求書または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 ２．現行通り ３．現行通り

（３）当座勘定規定（専用約束手形口用）

２００３年３月３１日取扱終了により廃止。

以上